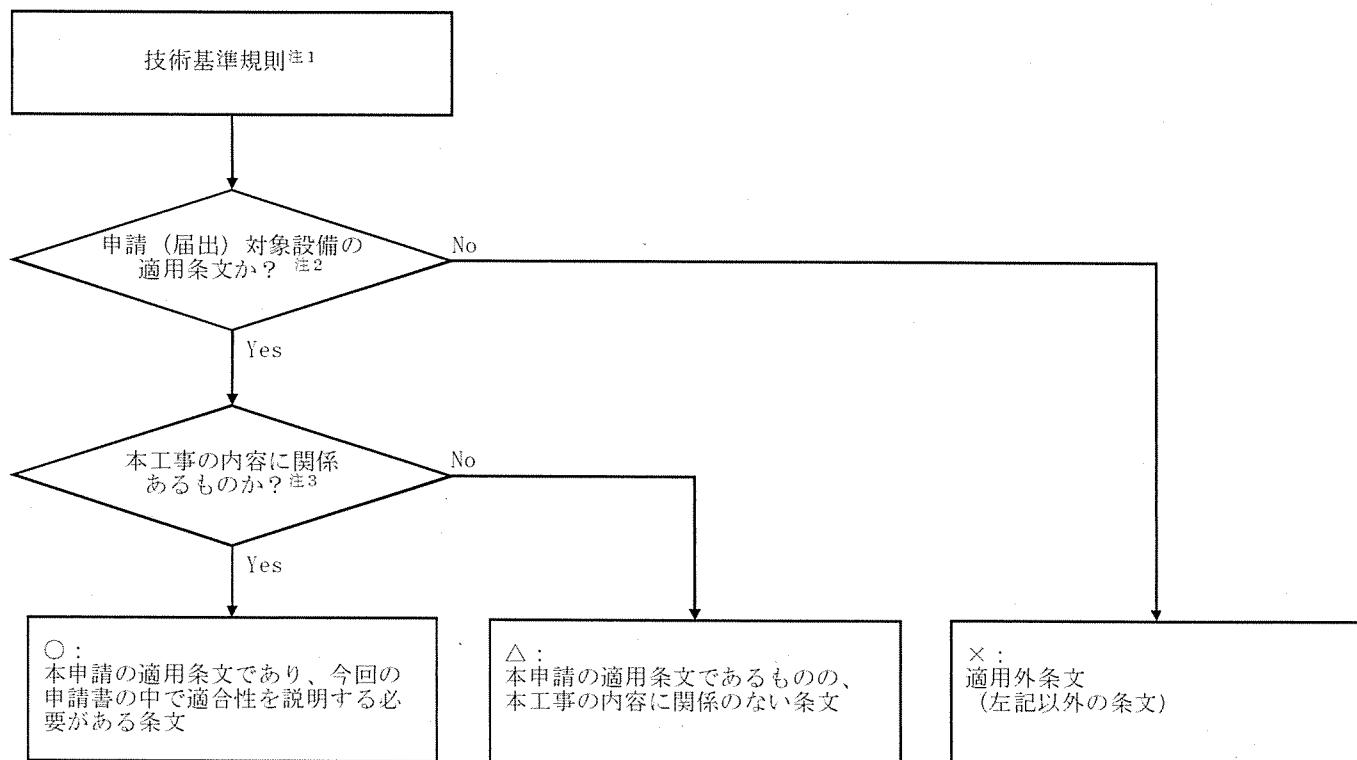


資料3, 4における設工認条文整理フローの一部記載修正について



注1：直接の技術要求ではない条文（第一条 適用範囲、第二条 定義、第三条 特殊な設計による発電用原子炉施設）は除く。

注2：申請（届出）対象設備が、技術基準規則の各条文の適用を受ける設備か否かで判断する。具体的には、対象設備が明確となっている条文において、明らかに申請（届出）対象設備と条文の対象設備が合致していない場合は「No」とし、それ以外は「Yes」とする。ただし、第十条については、基本設計方針において、急傾斜地崩壊危険区域でない地域に設備を施設する方針としており、全ての設備においてこの適合性を確認する必要があることから、全ての申請（届出）対象設備において「Yes」とする。

注3：申請（届出）対象設備の適用条文となった条文のうち、以下の両方が該当する条文であるか否かで判断する。

- ・設計段階で確認する条文
- ・本申請（届出）内容が、過去の設計及び工事計画認可申請書（既工事計画認可申請書を含む）の基準適合性確認結果により適合していることが説明できない条文

ただし、上記に該当しない場合であっても、申請（届出）対象設備が、法令改正等により新たに要目表へ追加する設備である場合は、以下のどちらかに該当する条文であるか否かで判断する。

- ・申請（届出）対象設備の設計に関する条文
- ・申請（届出）対象設備が防護すべき対象となっている条文